平成２２年（フ）第１７２号
千葉県松戸市栄町７丁目556番地の７水野方
債務者　大島　正美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１７４号
千葉県流山市三輪野山１丁目1031番地の１
債務者　海老原清乃（旧姓前園）
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１７５号
千葉県流山市三輪野山１丁目1031番地の１
債務者　海老原順司
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４７号
広島県福山市千田町３丁目29番４－１号　オリンポスＡ103、前住所広島県福山市日吉台２丁目14番９―106　県住
債務者　須川　和則
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１６１号
佐賀県唐津市相知町楠398番地
債務者　力武　輝子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第２４号
福島県東白川郡塙町大字上石井字井戸入53番地１グランドハイムはなわ101
債務者　加藤　千夏
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第３２２４号
名古屋市南区薬師通１丁目24番地の１　コーポ富士徳203号
債務者　斉藤　恵子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４４号
愛知県豊明市阿野町東阿野31番地　パークハイツ103号
債務者　毛受　享子（旧姓河合）
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２４号
名古屋市南区滝春町19番地の１　白水公園ハイツ802号
債務者　渡邊　進悟
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０９号
名古屋市緑区上旭２丁目1406番地　アサヒサウス102号
債務者　平田つよ子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７６５号
神戸市垂水区多聞町字小東山868番地の789県住407号、従前の住所神戸市西区池上１丁目12番地の１
債務者　大搗　　巖
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６４号
神戸市兵庫区上祇園町10番16号グローバル上祇園403号、従前の住所神戸市長田区重池町１丁目５番６号
債務者　平見トミ子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８５号
神戸市東灘区魚崎中町２丁目13番14号ベルマンション102号、従前の住所兵庫県三木市志染町東自由が丘１丁目806番地の13
債務者　岡本　　真
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９５号
神戸市長田区駒ケ林町１丁目13番７号ブルーラバンハイツ205号
債務者　平藤　秀子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０４号
兵庫県三田市大原767番地１　大原ハイツ303号、従前の住所兵庫県三田市西相野801番地３
債務者　竹下せい子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６３号
神戸市中央区港島中町２丁目４番地の１　市営港島住宅70号棟1312号
債務者　千葉　美咲
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８１号
神戸市中央区八幡通３丁目１番23―1207号
債務者　川村　町子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部